

第七六回

参第六号

農産物価格安定法の一部を改正する法律（案）

農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「買入の」を「買入れの」に、「左の」を「次の」に、「はかり」を「諮り」に改め、同項第一号を次のように改める。

- 一 甘しよ生切干、甘しよでん粉又は馬鈴しよでん粉については、その原料である甘しよ又は馬鈴しよにつき、政令の定めるところにより、生産費及び物価、需給事情その他の経済事情を参酌し、再生産を確保することを旨として農林大臣が定める額（以下「原料基準価格」という。）に、原料運賃、加工に要する費用等を加えて得た額第五条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「買入の」を「買入れの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 原料基準価格を定める場合において、生産費に含まれる自家労働の価額は、他の産業に従事する労働者の賃金の額と同一水準のもでなければならない。

第六条中「買入の」を「買入れの」に、「生じ又は生ずる恐れがある」を「生じた」に、「改定することができる」を「改定しなければならない」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の農産物価格安定法第五条の規定は、昭和五十一年以後に生産される甘しよ及び馬鈴しよについて適用し、昭和五十年以前に生産される甘しよ及び馬鈴しよについては、なお従前の例による。

理 由

最近における甘しょ及び馬鈴しょをめぐる諸情勢にかんがみ、甘しょ及び馬鈴しょの原料基準価格について、生産費及び物価、需給事情その他の経済事情を参酌し、甘しょ及び馬鈴しょの再生産を確保することを旨として定めることとする等所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。